

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	コード	9684
提出日	2025/5/26	異動（予定）日	2025/6/25
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	小川 正人	社外取締役	○													○	有
2	岡本 美津子	社外取締役	○													○	有
3	アブドラー・アルダウード	社外取締役	○									○					有
4	高野 直人	社外取締役	○									△					有
5	我妻 三佳	社外取締役	○								○						有
6	トレイシー・フーラント	社外取締役	○											○			有
7	岩本 信之	社外取締役	○								△						有
8	豊島 忠夫	社外取締役	○											○			有
9	進士 肇	社外取締役	○											○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		上記a~lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定するものであります。
2		上記a~lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定するものであります。
3	Abdullah Aldawood氏は、当社グループの取引先であるQiddiya Investment CompanyのManaging Director及びBoard Memberを務めておりますが、同社と当社グループとの間における年間取引額は、過去3事業年度においても当社の連結売上高の0.2%未満であり、僅少であることから、東京証券取引所の独立性基準に照らしても、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	左記のとおり一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定するものであります。
4	高野直人氏は、過去に当社グループの取引先である株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）の執行役員を務めておりましたが、2005年3月に同行を退職しております。また、同行と当社グループとの間における年間取引額は、過去3事業年度においても同行の連結経常収益の0.1%未満であり、僅少であることから、東京証券取引所の独立性基準に照らしても、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	左記のとおり一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定するものであります。
5	我妻三佳氏は、過去に当社グループの取引先である日本アイ・ビー・エム株式会社の常務執行役員を務めておりましたが、2024年6月に同社を退職しております。また、同社と当社グループとの間における年間取引額は、過去3事業年度においても同社の売上高の0.1%未満であり、僅少であることから、東京証券取引所の独立性基準に照らしても、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 我妻三佳氏は、当社グループの取引先である株式会社インフォメーション・ディベロメントの親会社である株式会社IDホールディングスの専務執行役員を務めておりますが、同社グループと当社グループとの間における年間取引額は、過去3事業年度においても同社の連結売上高の0.1%未満であり、僅少であることから、東京証券取引所の独立性基準に照らしても、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	左記のとおり一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定するものであります。
6		上記a~lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定するものであります。
7		左記のとおり一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定するものであります。
8		上記a~lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定するものであります。
9		上記a~lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。